

鳥取県再エネ100宣言RE Action推進事業補助金交付要綱に規定する
脱炭素社会推進課長が別に定める事項について

1 鳥取県再エネ100宣言RE Action推進事業補助金交付要綱に規定する脱炭素社会推進課長が別に定める事項

鳥取県再エネ100宣言RE Action推進事業補助金交付要綱 別表第1欄に掲げる(1)省エネ対応設備更新支援事業において、脱炭素社会推進課長が別途定めることとしている者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 経済産業省資源エネルギー庁「地域プラットフォーム構築事業」で採択された省エネ支援団体（通称：省エネお助け隊）
- (2) 経済産業省資源エネルギー庁「中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業」で採択された登録診断機関
- (3) 鳥取県登録省エネ診断員
- (4) その他、脱炭素社会推進課長が認める者

附則

この定めは、令和5年12月8日から施行する。